

三次市環境基本計画

概要版

自然と共生し、地域の歴史・文化資源を守り、安全で快適に暮らせる

持続可能なまち 三次市



令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度

令和3(2021)年3月 (策定)
令和6(2024)年8月 (改訂)

広島県 三次市



1. 三次市が取り組む環境施策の体系

将来像

基本目標

方向性

自然と共生し、地域の歴史・文化資源を守り、安全で快適に暮らせる持続可能なまち 三次市

1. 【低炭素社会の構築】

エネルギーの効率的な利用と創出による低炭素社会の構築に取り組みます



(1) 温室効果ガスの排出抑制

(2) 家庭や事業所の省エネルギー化

(3) 再生可能エネルギーの活用

(4) 気候変動の影響に対する適応策の推進

2. 【循環型社会の実現】

3Rの推進による持続可能な循環型社会の実現に取り組みます



(1) 3Rの推進

(2) ごみの適正処理の推進

(3) 水の循環利用の促進

3. 【地域環境の保全】

地域の良好な生活環境の確保と歴史・文化資源や景観の保全に努めます



(1) 安全で快適に暮らせる生活環境づくり

(2) 歴史・伝統・文化の継承と発展

(3) 美しく懐かしい風景と伝統を活かした魅力の向上

4. 【生物多様性の保全】

生物多様性の保全による地域の豊かな自然を育み、将来に引き継ぎます



(1) 自然とともに生きるまちづくり

(2) 美しい風景を伝えるための農林業の推進

5. 【人づくり・仕組みづくり】

環境にやさしい地域社会の実現のため、人づくり・仕組みづくりに取り組みます



(1) 環境教育・学習の推進

(2) 自主的な活動の促進

環境施策

関連する主な SDGs の目標

「三次市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」の推進，カーボンオフセットの導入，フロン類対策の実施，自転車や公共交通機関等の利用促進

環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの波及，住宅・建築物の省エネルギー化の促進，次世代自動車等の普及促進

遊休地などを活用した再生可能エネルギー設備の導入促進，地域・家庭への再生可能エネルギーの普及促進，木材を中心とした地域資源の活用，電力の地域内循環の推進

豪雨対策の実施，熱中症対策の実施，感染症対策の実施，自立分散型エネルギーシステムの導入

発生抑制の推進，再使用の推進，資源化の推進

不法投棄防止対策の実施，有害廃棄物の適正処理の推進，廃棄物処理施設の適正な運用，災害廃棄物対策の実施

生活排水の適正処理の推進，雨水の地下浸透や有効利用の促進

安全で快適な道路・道づくりの推進，大気環境の保全，水道水の安定供給と計画給水区域外の生活用水の確保，公共用水域の水質浄化の推進，有害化学物質対策の実施，騒音の発生防止，空家等の対策の実施

祭りや神楽等の伝統文化の継承と保護，歴史・伝統・文化の継承に向けた取組の実施，文化遺産の魅力を高める取組の実施

美しいまちづくりの推進，景観条例による良好な景観の形成，景観づくりに取り組む市民団体等のネットワークの構築，公園・緑地の快適性の向上

希少野生動植物の保護，鮎やホタルが棲み続けられる川づくりの推進，外来生物対策の実施，自然体験が行いやすい環境づくりの推進，里山の整備に対する支援の実施

市民農園等における農業体験の実施，農産物の地産地消や食育の推進，環境保全型農業の推進，多面的機能を有する森林・河川・農村環境の保全，鳥獣被害対策や自然災害対策等の強化，森林経営管理制度の推進

地域における環境教育・学習の推進，子どもたちに対する環境教育・学習の実施

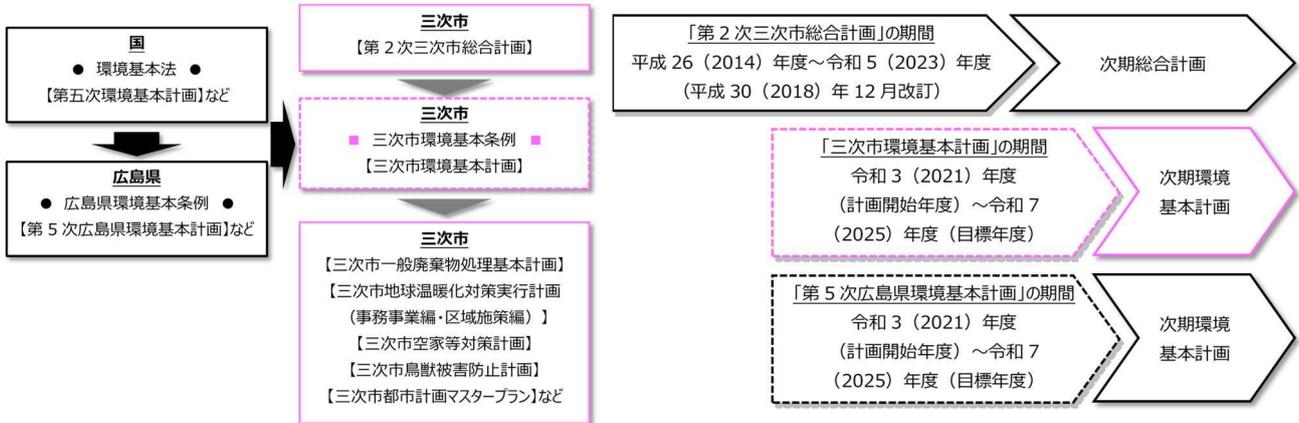
各主体が連携した環境保全活動の促進，環境保全活動を支える人材の育成・確保，環境情報の発信



2. 計画の位置づけ

本計画は、「三次市環境基本条例」の第9条に基づいて定めるもので、「第2次三次市総合計画」の取り組みを環境面から推進し、めざすまちの姿の実現に貢献していくものです。同時に、環境行政の基本的な計画として他の行政計画や施策等と整合を図るものです。さらに、国の「環境基本法」、「第五次環境基本計画」、広島県の「広島県環境基本条例」、「第5次広島県環境基本計画」等の関連法令や条例、計画等に準拠するものです。

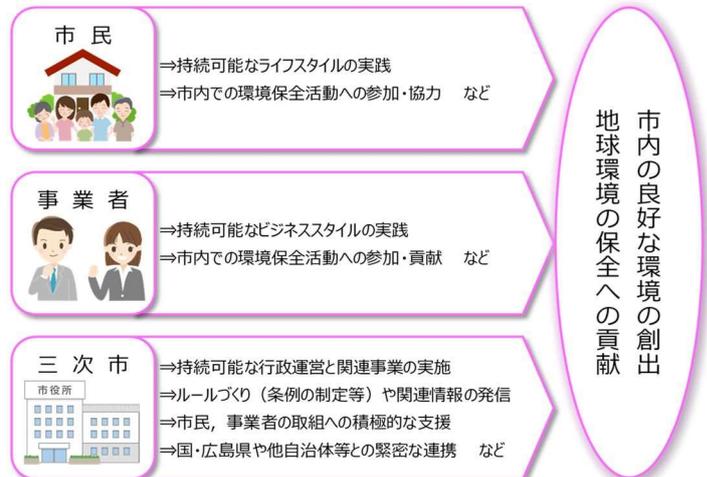
計画期間については、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。



3. 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、三次市のそれぞれの主体が市内のより良い環境を守り育てるため、積極的な取り組みを進めていくことが必要となります。

本計画を推進していくにあたり、各主体が今後果たしていくべきと考えられる役割としては、次のような内容が考えられます。

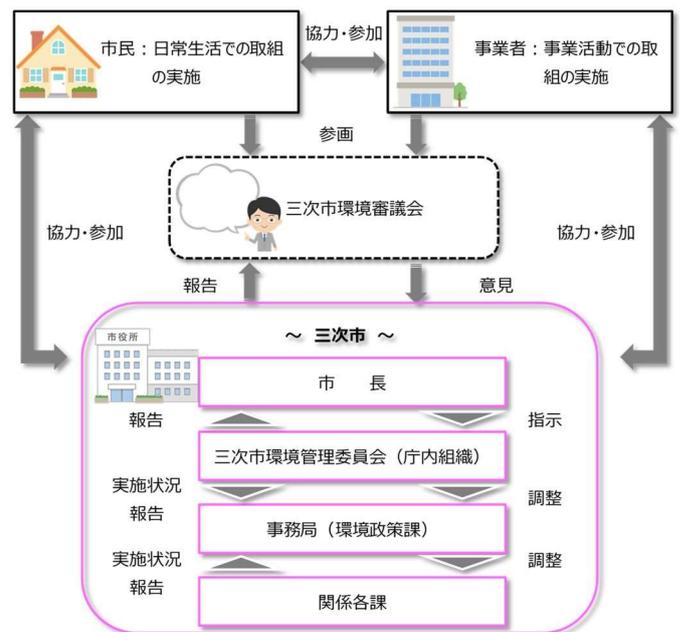


4. 推進体制と進行管理

施策の実施にあたっては、地域の各主体の参画を図ると同時に、庁内の合意形成などに努めます。

また、「三次市環境基本計画」を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、Plan(計画の立案)、Do(計画の運用)、Check(計画の評価)、Action(計画の見直し)の「PDCA サイクル」に基づき、計画の進行状況の把握に努め、課題を解決していくことで、継続的な改善を図ります。

今後、三次市は「三次市環境基本計画」及び個別計画に基づく関連事業を実施し、結果をホームページや広報等を活用して適宜、公表します。



編集・発行

令和3(2021)年3月

広島県 三次市 市民部 環境政策課

TEL: (0824) 62-6136

FAX: (0824) 62-6397

